

令和2年8月21日

宿泊事業者 各位

大洗町商工観光課

令和2年度大洗町宿泊促進事業（大洗宿泊割）実施に係る
宿泊事業者向け説明会の開催について

平素より、町の観光振興にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症により甚大な被害を受けた宿泊需要の創出を目的として、大洗町宿泊促進事業（通称 大洗宿泊割）を実施することとなりました。事業の概要につきましては、別紙をご確認願います。

本事業実施に伴い、説明会を下記のとおり開催いたします。ご多忙とは存じますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、説明会への参加者数を事前に把握するため、本紙下部に宿泊施設名、参加者氏名をご記入の上、8月28日(金)までに商工観光課へ持参、郵送又はFAXにてご提出願います。

記

1. 日 時 令和2年9月1日（火）午後2時から
2. 場 所 大洗文化センター 大会議室
3. 内 容 令和2年度大洗町宿泊促進事業（大洗宿泊割）について

問い合わせ

大洗町商工観光課

TEL 029-267-5175

FAX 029-266-2412

大洗町宿泊促進事業 宿泊事業者向け説明会参加申込書（FAX：029-266-2412）

提出締め切り日：8月28日(金)

宿泊事業者向け説明会に参加します。

宿泊施設名：

参加者氏名：

連絡先：

※参加者人数は、宿泊施設ごとに1名までとさせていただきます。

大洗町宿泊促進事業（大洗宿泊割）について

1. 本事業への参加条件（下記の全てに該当する方）

- (1) 町内において、旅館業法許可を受けた宿泊事業者、簡易宿所・民泊などの事業者
- (2) 風俗営業法第2条の適用を受ける事業を営む者でない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でない者
- (4) 「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」の遵守及び茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止策「いばらきアマビエちゃん（感染防止対策宣誓書）」に登録し、宿泊利用者に対して掲示を実施する者

2. 大洗町宿泊促進事業実施期間

令和2年10月1日宿泊分から令和2年12月31日宿泊分まで

3. 宿泊者への割引額

	割引前の宿泊料金(税込)	割引額(税込)
宿泊商品	6,000円以上 10,000円未満	3,000円
	10,000円以上	5,000円

4. 宿泊事業者への補助金交付

※本事業への参加申込が必要です。

宿泊者への割引額に対して、町から割引額合計分を補助金として交付いたします。

5. 本事業の説明会について

詳細については、下記の説明会にてご案内いたします。

令和2年9月1日（火）午後2時から 大洗文化センター大会議室にて

※説明会を欠席されても本事業への参加申込は可能ですが、重要な説明会ですので、ぜひ、ご参加をお願いいたします。

問い合わせ

大洗町商工観光課

Tel 029-267-5175